

岡山県地域医療支援センター運営委員会 平成26年度第2回会議 次第

日 時：平成26年10月21日(火) 15:00～16:30

場 所：岡山衛生会館 5階 第1, 2会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- ・ ワークショップの概要について
- ・ 岡山県地域医療支援センターの活動状況と上半期予算の執行状況

4 報告事項

- ・ 地域医療支援センター機能の医療法への位置づけについて

5 閉 会

【配付資料】

資料1	岡山県地域医療支援センター運営委員会 出席者名簿	1
資料2	岡山県地域医療支援センター運営委員会 配席図	2
資料3	「第2回 地域医療を担う医師を地域で育てるための ワークショップ 報告書」	別冊
資料4	岡山県地域医療支援センター活動状況	3
資料5	「地域枠学生・自治医科大学学生合同セミナー in 新見」の概要	4
資料6	岡山県地域医療支援センター上半期予算の執行状況	5
資料7	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための 関係法律の整備等に関する法律の施行について	6

(参考資料)

資料8	岡山県地域医療支援センター運営方針	9
資料9	岡山県地域医療支援センター業務内容	10
資料10	岡山県地域医療支援センターの活動状況（開所～平成25年度）	11
資料11	岡山県地域医療支援センター運営委員会設置要綱	13

## 岡山県地域医療支援センター運営委員会 平成26年度第2回会議 出席者名簿

(委員数：13人)

区分	所属	役職等	氏名	備考
大学	岡山大学病院	病院長	榎野 博史	
	川崎医科大学附属病院	病院長	園尾 博司	
関係機関	岡山県へき地医療支援会議	会長	谷本 光音	副会長
	岡山県へき地医療支援機構	専任担当 医師	塩出 純二	
	特定非営利活動法人 岡山医師研修支援機構	副理事長	金田 道弘	(新任)
医師会等	公益社団法人 岡山県医師会	会長	石川 紘	会長
	一般社団法人 岡山県病院協会	副会長	忠田 正樹	
寄附講座	岡山大学 大学院医歯薬学総合研究科 地域医療人材育成講座	教授	片岡 仁美	(新任)
		教授	佐藤 勝	(新任)
市町村	岡山県市長会	新見市長	石垣 正夫	(代理) 角田篤司事務局次長
	岡山県町村会	鏡野町長	山崎 親男	
保健所	岡山県保健所長会	備前保健 所長	小寺 良成	(代理) 徳山雅之 所長
有識者	ナカシマメディカル 株式会社	代表取締役 社長	中島 義雄	

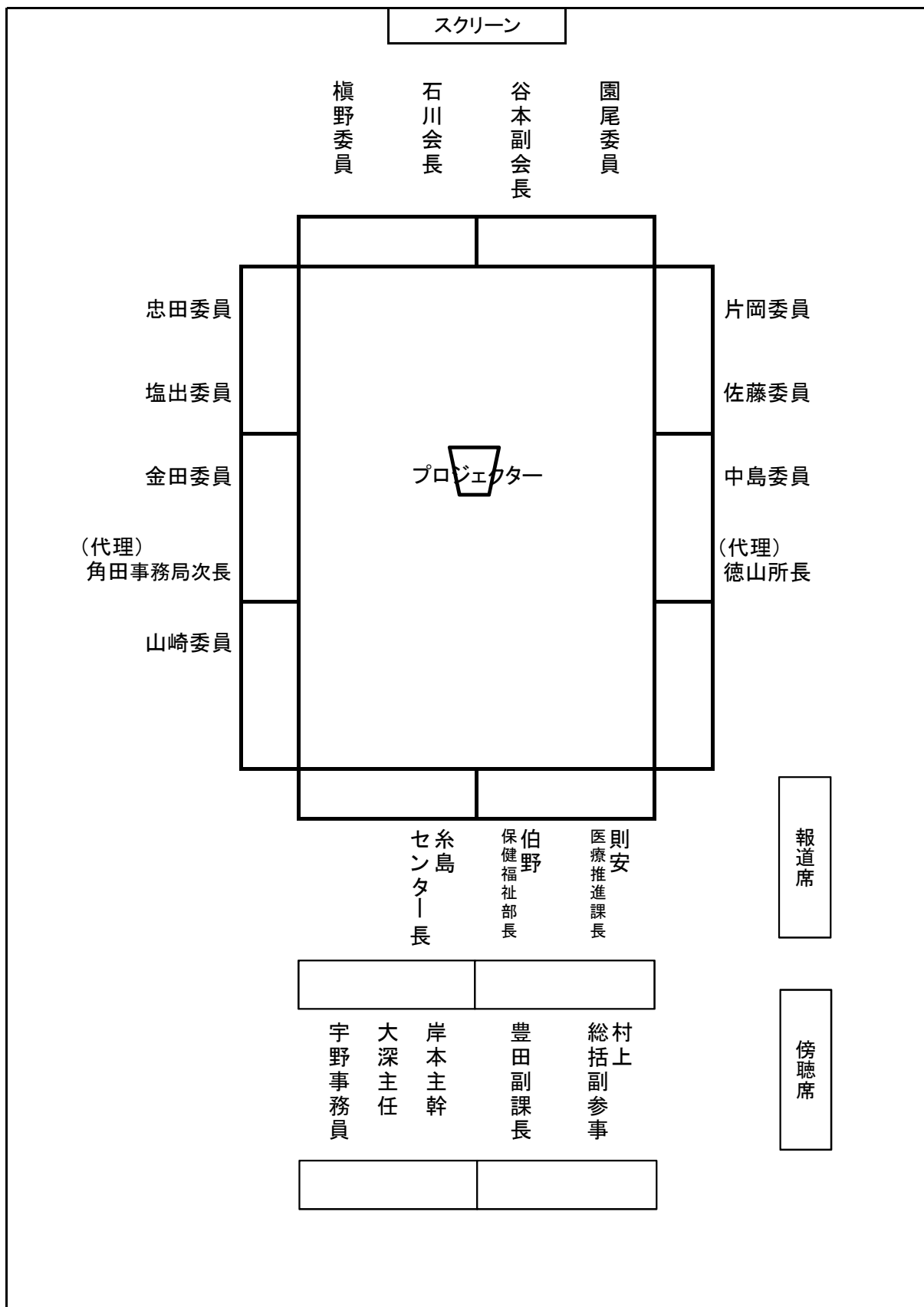
(委員任期：平成28年8月31日まで)

事務局	岡山県地域医療支援センター	センター長	糸島 達也	
		センター 事務員	宇野 みか	
	岡山県保健福祉部	部長	伯野 春彦	
	岡山県保健福祉部医療推進課  (地域医療体制整備班)	課長	則安 俊昭	
		副課長	豊田 和典	
		総括副参事	村上健太郎	
		主幹	岸本 真治	
		主任	大深 元裕	

岡山県地域医療支援センター運営委員会 平成26年度第2回会議 配席図

日 時 平成26年10月21日(火) 15:00～

場 所 岡山衛生会館 5階 第1, 2会議室



## 岡山県地域医療支援センター 平成26年度 活動状況

年月日		主な活動実績 と今後の活動計画
2014 (H26)	4	地域枠医師の配置希望調査調査(県内全病院向け) ※ 97病院から回答 ・地域枠卒業医師の配置希望、病院の教育指導体制、勤務環境等
	4	16 神奈川県医師会との意見交換
	4	21 病院訪問によるヒアリング調査(津山中央病院、鏡野病院、津山第一病院)
	4~5	地域枠キャリアパスの枠組について説明(岡山大学及び広島大学にて)
	4	30 愛知県との意見交換
	5	20 岡山県地域医療支援センター運営委員会 平成26年度 第1回会議 ・地域枠医師配置希望調査、センターの活動状況等について協議
	6	1 岡山マッチングプラザ2014でのセンターの取組PR
	7	6 レジナビフェア大阪(研修病院説明会)へのPRブース出展【来場した医学生 15名】
	7	20 レジナビフェア東京(研修病院説明会)へのPRブース出展【来場した医学生 16名】
	7	27 第2回 地域医療を担う医師を地域で育てるためのワークショップ 【医療関係者(地域枠学生含む。)55名参加】 ・自治医科大学 地域医療学センター長 梶井英治先生による基調講演 ・ワークショップ(グループディスカッション)
	8	8 岡山大学オープンキャンパスへ参加し、地域医療の魅力発信
	8	16~17 地域枠学生・自治医科大学大学生合同セミナー in 新見【医学生44名参加】 ・自治医科大学卒業医師による講話 ・地域医療関係者(新見市長等)によるレクチャー
	8	19 地域枠支援会議の設置(月1回開催の定例会化) ・センター、県、地域医療人材育成講座、GIMセンターの取組を相互に情報共有
	9	1 第2回 地域枠支援会議 ・地域枠学生の卒後の相談窓口についての協議
	9	28 「シミュレーショントレーニング in 新見」の開催(岡山大学支部)
	10	16~17 島根県及びしまね地域医療支援センターとの意見交換
	10	21 岡山県地域医療支援センター運営委員会 平成26年度 第2回会議 ・活動状況等について協議
	10	27 第3回 地域枠支援会議
	11	10 病院訪問によるヒアリング調査(矢掛病院、金光病院)
	11	11 「シミュレーショントレーニング in 大原」の開催(岡山大学支部)
	11	18 第4回 地域枠支援会議
	12	10 病院訪問によるヒアリング調査(県南東部)
2015 (H27)	2	岡山県地域医療支援センター運営委員会 平成26年度 第3回会議
今後取り組む内容		<p>&lt;活動計画&gt;</p> <p>地域枠学生と知事との懇談会 配置する医療機関における教育環境の向上に向けた支援方策の検討 県医師会、岡山医師研修支援機構と連携した無料職業紹介事業の実施 地域枠卒業医師の義務年限のカウント方法の明確化 地域枠1期生が初期研修を行う医療機関を訪問し、育成方針等のヒアリング実施 市町村(地域医療ミーティング含む。)、医療機関への訪問ヒアリング調査の実施 2014年度中四国地域医療フォーラムに参加</p>

## 「2014年地域枠学生・自治医科大学生合同セミナー in 新見」

### 【目的】

将来、岡山の地で一緒に働くことになる学生を中心に、共に学び、交流を深める。

### 【概要】

日程 平成26年8月16日（土）～17日（日）

場所 新見千屋温泉地内「いぶきの里」

### 【参加者】

- |                    |           |     |      |
|--------------------|-----------|-----|------|
| ・岡山大学地域枠コース・岡山県    | （1年生～6年生） | 18名 |      |
| ・岡山大学地域枠コース・鳥取、広島県 | （1年生～5年生） | 6名  |      |
| ・広島大学ふるさと枠・岡山県コース  | （1年生～4年生） | 8名  |      |
| ・自治医科大学生           | （1年生～6年生） | 12名 | 計44名 |

### 【プログラム】

#### 8月16日（土）

- |      |                              |
|------|------------------------------|
| 10時～ | 岡山駅西口バスターミナルを出発              |
| 13時～ | 哲西町診療所の見学                    |
| 14時～ | 食育体験学習（生活改善グループによるミニ講話と調理実習） |
| 18時～ | 夕食・意見交換                      |

#### 8月17日（日）

- |         |   |
|---------|---|
| 9時～10時半 | ワークショップ<br>佐藤先生から「地域でよく出会う症例について」   |
| 10時45分～ | 講話<br>石垣新見市長からの講話<br>藤井医師（渡辺病院）からへき地医療拠点病院での勤務について<br>松田医師（成羽病院）から若手医師の義務年限勤務について |
| 15時頃    | 岡山駅到着（解散）   |

### 【評価】

本セミナーは、今回で3回目になるが、大学や学年を越えた学生同士の交流が図られるとともに、地域のキーパーソンや住民、先輩医師達から直接、実情を聞くことで、地域で必要とされる医療等について、より深く考えることができた。

参加する学生が増加していることで、一層の交流が進むとのプラスの面がある一方で、学年による知識格差が生じている中で、画一のプログラムによる学習を行うことのマイナス面も表面化しているように考える。

ただ、本セミナーは学生にとって、地域医療を身近で考える良い機会であることから、学生の意向も十分踏まえながら、今後も、本セミナーを継続したいと考えている。

## 岡山県地域医療支援センター 上半期予算の執行状況

科 目	上半期執行 状況(万円)	(参考)過去の決算状況	
		H25(万円)	H24(万円)
<b>1 事業費</b>	<b>552</b>	<b>864</b>	<b>1,571</b>
○ 広告宣伝費	36	131	847
・ センター年次報告書印刷			
・ 高校生向けチラシ作成等			
・ 岡大支部ホームページ保守 等			
○ 合同セミナー実施事業費	120	104	104
○ 旅費(先進地視察、会議への出席等)	71	72	81
○ レジナビフェア大阪への出展事業費	85	44	0
○ レジナビフェア東京への出展事業費	58	0	0
○ ワークショップ開催事業費	34	58	0
○ 備品・消耗品費購入	36	170	346
○ 通信費等	40	110	40
○ MUSCAT CUBE管理費等	34	68	13
○ その他	38	107	140
<b>2 人件費</b>	<b>937</b>	<b>2,109</b>	<b>1,522</b>
○ 本部(センター長1名及び事務員1名)	258	555	452
・ 週1回以上の定例会の実施			
・ 訪問ヒアリング調査の実施			
・ 地域卒医師のキャリアパス検討			
・ 県内医師の年齢分布とりまとめ			
○ 岡山大学支部(専任医師1名及び事務員2名)	679	1,554	1,070
・ 寄附講座との情報交換の実施			
・ 地域卒学生との情報交換の実施			
・ 出張シミュレーション教育 チラシ等作成			
<b>合計</b>	<b>1,489</b>	<b>2,973</b>	<b>3,093</b>

趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

概要

1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）

- ① 都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、**消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置**
- ② **医療と介護の連携を強化**するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）

- ① 医療機関が都道府県知事に**病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し**、都道府県は、それをもとに**地域医療構想（ビジョン）**（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定
- ② **医師確保支援**を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け

3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）

- ① 在宅医療・介護連携の推進などの**地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化** ※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業
- ② **特別養護老人ホーム**について、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
- ③ **低所得者の保険料軽減を拡充**
- ④ **一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ**（ただし、一般の世帯の月額上限は据え置き）
- ⑤ 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する**「補足給付」の要件に資産などを追加**

4. その他

- ① 診療の補助のうちの**特定行為を明確化**し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- ② **医療事故に係る調査の仕組み**を位置づけ
- ③ 医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置
- ④ 介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期）

施行期日

公布日（平成26年6月25日）。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。**2**

医師・看護師等の確保対策、医療機関の勤務環境改善

医療従事者の確保が地域では困難となる中で、都道府県が中心となって、**医師確保の支援、離職した看護職員に対する復職の支援、勤務環境の改善を通じた職員の定着支援を行う仕組みを設け、地域医療を支える医師・看護職員等の充実を図ります。**

少子高齢化に伴う  
労働力人口の減少

地域や診療科による偏在

過酷な勤務環境

地域医療の担い手の充実を図るために

「地域医療支援センター」  
の機能を法定化し、  
医師確保の取組みを強化

医師の偏在を解消



離職する看護職員等の  
連絡先を都道府県の  
ナースセンターに届出

看護職員の復職支援を強化



医療機関の勤務環境  
改善の取組みを  
都道府県が支援

職員の定着促進



# 主な施行期日

施行期日	改正事項
① 公布の日 (平成26年6月25日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働大臣による総合確保方針の策定、都道府県に設置する基金 (地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正)</li> <li>○ 診療放射線技師の業務実施体制の見直し(診療放射線技師法の一部改正)</li> </ul>
② 平成26年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病床機能報告制度の創設、在宅医療の推進、病院・有床診療所等の役割、地域医療支援センターの機能の位置づけ、医療機関の勤務環境改善、社団たる医療法人と財団たる医療法人の合併(医療法の一部改正)</li> <li>○ 持分なし医療法人への移行促進(良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正)</li> <li>○ 臨床修練制度の見直し (外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正)</li> </ul>
③ 平成27年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域医療構想の策定とその実現のために必要な措置、臨床研究中核病院 (医療法の一部改正)</li> <li>○ 診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士の業務範囲の拡大・業務実施体制の見直し (診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、歯科衛生士法の一部改正)</li> <li>○ 国による歯科技工士試験の実施(歯科技工士法の一部改正)</li> </ul>
④ 平成27年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看護師免許保持者等の届出制度の創設 (看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)</li> <li>○ 看護師の特定行為の研修制度の創設(保健師助産師看護師法の一部改正)</li> <li>○ 医療事故の調査に係る仕組みの創設(医療法の一部改正)</li> </ul>

9

## 地域医療支援センターについて

- 都道府県が、キャリア形成支援と一体となって医師不足の医療機関の医師確保の支援等を行う地域医療支援センターの機能を医療法上位置づけ。

※ 都道府県を事業主体として平成23年度から設置し、運営費に対する補助を実施

(平成25年度予算9.6億円、30カ所 平成26年度政府予算(新たな財政支援制度)公費904億円の内数)

※ 平成23年度以降、42道府県で合計2,170名の医師を各道府県内の医療機関へあっせん・派遣をするなどの実績を上げている。(平成26年7月1日時点速報値)

### 地域医療支援センターの目的と体制

- ・ 都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーの確立。
- ・ 地域枠医師や地域医療支援センター自らが確保した医師などを活用しながら、キャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- ・ 専任の実働部隊として、喫緊の課題である医師の地域偏在解消に取り組む。
  - ・ 設置場所：都道府県庁、大学病院、都道府県立病院、医師会等

### 地域医療支援センターの役割

- ・ 都道府県内の医師不足の状況を個々の病院レベルで分析し、優先的に支援すべき医療機関を判断。医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、大学などの関係者と地域医療対策協議会などにおいて調整の上、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- ・ 医師を受入れる医療機関に対し、医師が意欲を持って着任可能な環境作りを指導・支援。また、公的補助金決定にも参画。



# 地域医療支援センターの機能の法律への位置づけ

○改正後医療法(抜粋) 平成26年10月施行

第三十条の十七 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならない。

- 一 特定機能病院
  - 二 地域医療支援病院
  - 三 第三十一条に規定する公的医療機関
  - 四 医師法第十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院
  - 五 診療に関する学識経験者の団体
  - 六 大学その他の医療従事者の養成に関係する機関
  - 七 当該都道府県知事の認定を受けた第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人
  - 八 その他厚生労働省令で定める者
- 2 前項各号に掲げる者の管理者その他の関係者は、同項の規定に基づき都道府県が行う協議に参画するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第三十条の十八 都道府県知事は、前条第一項の規定により定めた施策(以下「地域医療対策」という。)を踏まえ、特に必要があると認めるときは、同項各号に掲げる者の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の派遣、研修体制の整備その他の医師が不足している地域の病院又は診療所における医師の確保に関し必要な協力を要請することができる。

34

第三十条の十九 都道府県は、地域医療対策を踏まえ、地域において必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

- 一 病院及び診療所における医師の確保の動向その他の地域において必要とされる医療の確保に関する調査及び分析を行うこと。
  - 二 病院及び診療所の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の確保に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
  - 三 就業を希望する医師、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学の医学部において医学を専攻する学生その他の関係者に対し、就業に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
  - 四 医師に対し、医療に関する最新の知見及び技能に関する研修その他の能力の開発及び向上に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、病院及び診療所における医師の確保を図るために必要な支援を行うこと。
- 2 都道府県は、前項各号に掲げる事務のほか、医師について職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行うこと又は医業について労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五条第一項の許可を受けて若しくは同法第十六条第一項の規定により届出書を提出して労働者派遣事業を行うことができる。
- 3 都道府県は、第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務(次項及び次条において「地域医療支援事務」という。)の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 4 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。
- 5 第三項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二十 国は、地域医療支援事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力を行うものとする。

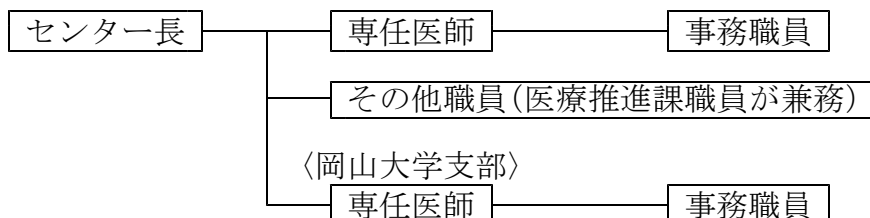
第三十条の二十一 第三十条の十七第一項各号(第三号を除く。)に掲げる者及び医療従事者は、地域医療対策の実施に協力するよう努めるとともに、第三十条の十八の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力するよう努めなければならない。

35

## 岡山県地域医療支援センター 運営方針

- 1 名称 岡山県地域医療支援センター  
 〈英語名〉 Center for medical cooperation, human resources placement and career promotion of Okayama Prefecture

- 2 組織 〈本部（県庁医療推進課内）・岡山衛生会館分室〉



### 3 定義

本運営方針において、「地域医療」とは、「住民の健康の維持増進のために、身近な医療機関が住民や自治体等と協力して行う保健・医療・福祉・介護を通じた活動」とする。

### 4 理念

安全・安心な地域づくり

### 5 基本方針

- (1) 地域医療に関わる機関の全県的な連携のもとで、県内のどこに住んでいても保健・医療・福祉・介護サービスが効率的に受けられる体制の充実を目指す。
- (2) 医療従事者の就労環境整備や、医療資源の適正配置を通して、医療の不足している地域を支援し、医師をはじめとする医療従事者の地域偏在を解消する。
- (3) 臨床研修病院や地域の医療機関において、質の高い教育指導を行うことのできる環境づくりを支援し、医師をはじめとする医療従事者のキャリア形成を支援する。

### 6 活動方針

- (1) 上記の基本方針のもとで、次の活動に取り組む。
  - ① 医師不足状況等の把握・分析
  - ② ①に基づく優先的に支援すべき医療機関や診療科の判断
  - ③ 医学部地域卒卒業医師等の医療機関への派遣・配置
  - ④ 医師のキャリア形成支援
  - ⑤ 派遣・配置先の医療機関や市町村に対し、医師が意欲を持って着任できる環境整備に関する助言
  - ⑥ 住民を含む地域医療関係者との協力関係の構築、医療従事者に対する各種研修会の開催
  - ⑦ へき地医療支援機構、岡山医師研修支援機構等、関係機関との連携・調整
  - ⑧ その他目的を達成するために必要な活動
- (2) 具体的な業務内容は別に定める。

- 7 予算額 42,111千円（平成26年度）

### 8 キャリア支援の目標達成期間

- (1) 第1期（平成24年度～28年度）  
 〈目標〉  
 地域卒卒業医師が認定内科医などの資格を取得できる体制を整備する。
- (2) 第2期（平成29年度～33年度）  
 〈目標〉  
 地域卒卒業医師が総合内科専門医などの専門医資格を取得できる体制を整備する。

## 岡山県地域医療支援センター 業務内容

当センターでは、医師の地域偏在を解消することを目的に、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行うこととし、具体的には次の業務に取り組む。

### 1 医師不足状況等の把握・分析

- (1) 就業医師数、地域的分布、専門性の有無、指導体制等の実態を医療面、財政面等の観点から調査を行う。
- (2) 被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度等による医療費について、市町村別、病院・診療所別の額の調査を行う。

### 2 1に基づく優先的に支援すべき医療機関や診療科の判断

上記1の結果を分析し、優先的に支援すべき医療機関や診療科について検討する。

### 3 医学部地域卒卒業医師等の医療機関への派遣・配置

- (1) 地域卒学生、一般卒学生及びこれらの卒業生に対して、初期臨床研修病院についての情報を提供し、研修先の選定に関する相談事業を行う。また、初期臨床研修病院との調整を行う。
- (2) 地域卒卒業医師及び一般卒卒業医師に対して、後期研修病院及び義務年限内に勤務する医療機関についての情報を提供し、希望する施設に関する相談事業を行う。また、希望する施設との調整を行う。
- (3) 上記2で分析した情報と地域卒卒業医師のキャリアプランを踏まえ、へき地医療支援機構等と連携・調整の上、義務年限内に勤務する県内の医療機関を決定する。
- (4) 県内の医療機関の教育研修体制等を把握し、一定の基準を満たすものは、配置先として選択肢を増やす。

### 4 医師のキャリア形成支援

岡山大学へ委託することとし、業務内容は別に定める。

### 5 派遣・配置先の医療機関や市町村に対し、医師が意欲を持って着任できる環境整備に関する助言

- (1) 地域卒医師等が勤務する医療機関に対して、評価・助言を行い、教育指導体制の質の向上を促進する。
- (2) 市町村との協働により、地域の住民に対して、予防医学や適切な受療行動等についての啓発活動を行う。

### 6 住民を含む地域医療関係者との協力関係の構築、医療従事者に対する各種研修会の開催

- (1) 自治医科大学卒業医師の勤務先病院や市町村、地区医師会、保健所等を訪問してヒアリングを行い、協力関係を構築する。
- (2) 最新の医療技術を学ぶことのできる各種研修会を開催する。

### 7 へき地医療支援機構、岡山医師研修支援機構等、関係機関との連携・調整

地域医療への支援を行う関係機関等と適宜、打合せを行う。

### 8 その他目的を達成するために必要な活動

- (1) 自治医科大学、岡山大学医学部及び広島大学医学部の地域卒並びに川崎医科大学の地域卒を志望する学生、各大学医学部生及び卒業生に対して、地域医療の実情と魅力を伝える。
- (2) 県内の医療機関への勤務を希望する医師に対し、県内の医療機関を紹介する無料職業紹介事業を行う。
- (3) 医局に属していない医師に対し、医局の紹介や仲介、就職先の情報提供等の支援を行う。

## 岡山県地域医療支援センターの活動状況(開所～平成24年度)

年月日			主な活動実績 と今後の活動計画
2012 (H24)	2	7	岡山県地域医療支援センター設立
2012 (H24)	4	1～	岡山大学支部を設置(岡山大学支部)
	7	1～	岡山衛生会館に分室を設置 ※面談室等として活用
	8	3	岡山大学オープンキャンパスへ参加し、地域医療の魅力発信
	8	18～19	地域枠学生・自治医科大学大学生合同セミナー【医学生33名参加】 ・自治医科大学卒業医師によるレクチャー(湯原温泉病院) ・地域医療関係者(真庭市長、真庭市医師会長、金田病院長)によるレクチャー ・ワークショップ(グループディスカッション)
	9	7	岡山県地域医療支援センター運営委員会 第1回会議 ・運営方針、業務内容等について協議
	9	30	山陽新聞紙上座談会 ・県知事、地域医療支援センター長、岡山大学教授(地域医療人材育成講座)、 美作市立大原病院長
	9～10		地域枠医師の配置に関するアンケート調査(病院向け) ※103病院から回答 ・医師数の現況、教育指導体制、勤務環境、地域枠医師の配置希望
	10	24	「シミュレーショントレーニング in 湯原」の開催(岡山大学支部)
	11	7	地域医療ミーティングへの参加(真庭市)
	11	14	地域医療ミーティングへの参加(真庭市)
	11	27	地域医療ミーティングへの参加(新見市)
2013 (H25)	1	7	笠岡市民病院長との意見交換
	1	21	岡山大学教授(疫学・衛生学)とキャリアパスについての意見交換
	1	22	「シミュレーショントレーニング in 備前」の開催(岡山大学支部)
	1	23	しまね地域医療支援センターとの意見交換
	1～2		「岡山県における医師の偏在状況」の取りまとめ
	2	15	岡山県地域医療支援センター運営委員会 第2回会議 ・病院アンケート結果、医師の偏在状況等について協議
	2	18	地域医療ミーティングへの参加(新見市)
	2	20	病院訪問によるヒアリング調査(渡辺病院、新見中央病院、太田病院)
	3	10	2012年度中四国地域医療フォーラムに参加
	3	22	地域枠学生と知事との懇談会

## 岡山県地域医療支援センターの活動状況(平成25年度)

年月日			主な活動実績 と今後の活動計画
2013 (H25)	4	18	病院訪問によるヒアリング調査(成羽病院、井原市民病院)
	4	30	「シミュレーショントレーニング in 高梁」の開催(岡山大学支部)
	5	26	岡山マッチングプラザ2013でのセンターの取組PR
	6	3	病院訪問によるヒアリング調査(笠岡市民病院、笠岡第一病院)
	6	20	赤磐市の医療体制の将来を考える懇談会への参加
	6	30	レジナビフェア大阪(研修病院説明会)へのPRブース出展
	6		一層の広報の充実を図るため、ホームページを移行
	6~7		「岡山大学医師の外勤での支援状況」の取りまとめ(岡山大学支部)
	6~7		岡山大学5年生に対する個別面談実施(岡山大学支部)
	7	8	病院訪問によるヒアリング調査(瀬戸内市民病院、赤磐医師会病院)
	7	22	地域医療支援センターに係る情報交換会 ・全国の地域医療支援センターの独自取組について情報交換
	8	3	地域医療を担う医師を地域で育てるためのワークショップ【医療関係者54名参加】 ・自治医科大学 地域医療学センター長 梶井英治氏による基調講演 ・ワークショップ(グループディスカッション)
	8	9	岡山大学オープンキャンパスへ参加し、地域医療の魅力発信
	8	17~18	地域枠学生・自治医科大学大学生合同セミナー【医学生34名参加】 ・自治医科大学卒業医師による講話 ・地域医療関係者(瀬戸内市長、瀬戸内市民病院長)によるレクチャー ・ワークショップ(グループディスカッション)
	8	20	地域枠卒業医師のキャリア検討委員会 第1回委員会
	9	2	病院訪問によるヒアリング調査(岡山西大寺病院、岡村一心堂病院)
	9	11	病院訪問によるヒアリング調査(湯原温泉病院、金田病院)
	9	24	「シミュレーショントレーニング in 矢掛」の開催(岡山大学支部)
	9	30	岡山県地域医療支援センター運営委員会 平成25年度 第1回会議 ・活動状況等について協議
	9	30	地域枠卒業医師のキャリア検討委員会 第2回委員会
	10	9	地域枠学生へのヒアリング調査の実施
	10	22	地域枠卒業医師のキャリア検討委員会 第3回委員会
	10	23	「シミュレーショントレーニング in 湯原」の開催(岡山大学支部)
	11	18	病院訪問によるヒアリング調査(落合病院、高梁中央病院)
	11	29	病院訪問によるヒアリング調査(渡辺病院、長谷川記念病院)
2014 (H26)	2	17	岡山県地域医療支援センター運営委員会 平成25年度 第2回会議 ・活動状況、キャリアパス等について協議
	2	25	「シミュレーショントレーニング in 井原」の開催(岡山大学支部)
	3	7~8	2013年度中四国地域医療フォーラムに参加
	3	31	地域枠キャリアパスの枠組について決定

## 岡山県地域医療支援センター運営委員会設置要綱

## (設置)

第1条 医師の地域偏在を解消することを目的として、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行う「岡山県地域医療支援センター」(以下「センター」という。)の運営が、地域の医療関係者の合意のもと、設置の趣旨に沿って効果的に行われるようにするため、「岡山県地域医療支援センター運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 運営委員会は、次の事項について、必要な連絡・調整を行うことにより、センターの円滑で機動的な運営に努める。

- (1) 医師の地域偏在を解消するに当たっての問題意識や情報等の地域医療関係者間による共有
- (2) センターの運営方針及び業務内容の検討
- (3) 医師のキャリア形成支援のための有効な方策の検討
- (4) その他、センターの業務に関する重要事項の検討

## (組織)

第3条 運営委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、大学、関係医療機関、医師会、市町村、保健所等の代表者等から、知事が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員等)

第5条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (作業部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、会長から指示された事項について調査等を行うものとする。
- 3 作業部会は、調査等の経過及び結果について、随時、運営委員会の会議に報告するものとする。

## (庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、センターにおいて処理する。

## (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年9月7日から施行する。